

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月26日

【会社名】 コージンバイオ株式会社

【英訳名】 Kohjin Bio Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 中村 孝人

【本店の所在の場所】 埼玉県坂戸市千代田五丁目 1 番地 3

【電話番号】 049 - 284 - 3781(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 平田 賢二

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区西池袋一丁目11番 1 号

【電話番号】 03 - 5784 - 2272

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 平田 賢二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月26日開催の第47回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 10円00銭 総額51,116,000円

効力発生日

2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

会社運営の柔軟性向上を図る観点から、当社の代表者を代表取締役会長及び代表取締役社長の2名体制へ変更することに伴い、現行定款の第14条（招集権者及び議長）、並びに第22条（取締役会の招集権者及び議長）の規定の一部を変更するものであります。

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員である取締役に
関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

中村 孝人、中村 雄一、對比地 久義、原 稔の4名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

森兼 康博、廣澤 一弘、梅津 英明の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 会計監査人選任の件

RSM清和監査法人を会計監査人に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額2億円以内（うち社外取締役は年額300万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬決定の件

監査等委員である取締役に対する報酬の総額を年額400万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	38,475	221	0	(注)1	可決 99.28
第2号議案 定款一部変更の件	38,609	87	0	(注)2	可決 99.63
第3号議案 取締役4名選任の件					
中村 孝人	38,375	321	0		可決 99.02
中村 雄一	38,389	307	0	(注)3	可決 99.06
對比地 久義	38,385	311	0		可決 99.05
原 稔	38,464	232	0		可決 99.25
第4号議案 監査役3名選任の件					
森兼 康博	38,484	212	0	(注)3	可決 99.31
廣澤 一弘	38,501	195	0		可決 99.35
梅津 英明	38,505	191	0		可決 99.36
第5号議案 会計監査人選任の件					
RSM清和監査法人	38,609	87	0	(注)1	可決 99.63
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬決定の件	38,542	154	0	(注)1	可決 99.46
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬決定の件	38,566	130	0	(注)1	可決 99.52

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。